

事務連絡
令和2年10月27日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 (感染症担当部局、危機管理部局) 御中
各府省担当課室 各位

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

大規模イベントに係るクラスター対策について

新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動を両立すべく、9月11日に開催された第9回新型コロナウイルス感染症対策分科会での議論を踏まえ、9月19日以降当面11月末までの間、感染拡大防止ガイドラインの改定を前提に、必要な感染防止策が担保される場合には、新たな催物の開催制限の目安を適用することとしている。

他方、一度こうした大規模イベントでクラスター（患者間の関連が認められた集団）が確認されれば、積極的疫学調査に係る業務の著しい増加や、当該地域における医療資源の逼迫を招く可能性があることから、感染拡大防止の事前の準備から感染者が発生した際などの迅速な事後対応に至るまで、関係者が一体となって対策を行っていく必要がある。

このため、大規模イベントに係るクラスター対策について、以下のようにお示しするので、関係者が緊密に連携して、対応に遺漏がないよう対応願いたい。

記

1 クラスター対策・分析の組織的体制の構築について

クラスター対策・分析については、これまで、感染症担当部局及び保健所が対応を実施してきたところであるが、今後、大規模イベントのクラスター対

策・分析に当たっては、参加者のうち患者が接触した可能性のある者が多数に及ぶと考えられること及び参加者の広域的な移動が考えられることにより、発生状況の把握や接触者の探索に係る事務が通常のクラスターに係る事務と比べ増大すると考えられる。このため、感染症担当部局及び保健所にとどまらない、より広域的かつ関係部局を横断するような組織的な体制作りが重要となる。

(1) 通常時からの対応

各都道府県においては、知事部局を中心に、危機管理部局、保健福祉部局、農林水産部局、商工労働部局などの関係部局と連携して大規模イベントに係るクラスターに対応することが可能なクラスター対策本部を設置するなど、当該都道府県内の大規模イベントにおけるクラスター対策について組織的な対応を検討すること。

当該本部等の組織において、当該都道府県内で発生しているクラスターの分析等を関係者が共有し、関係部局が所管する事業において新たなクラスターを発生させないよう、関係部局横断で対策を行うこと。

また、都道府県と政令市、中核市及び保健所設置市との役割分担についても、併せて明確化すること。

(2) 具体的なイベントへの対応

これまでも感染拡大防止を図る観点から、3密や大声を上げる環境の回避、マスクの着用、身体的間隔の徹底、手指消毒や換気の徹底などの基本的な感染対策を徹底する必要があることから、大規模なイベントを開催する際には、都道府県が当該イベント主催者の事前相談に応じるとともに、必要に応じて、感染防止策の徹底を注意喚起することとしてきた。今後も、イベント主催者及び参加者の対策が徹底されるよう、引き続き、事前相談及び注意喚起を実施されたい。

また、大規模なイベントが行われる際に、大規模なクラスターが発生する可能性も否定できないことから、こうした事態に備えて、当該イベントに係る各部局とイベント主催者との間の連携体制を確保するとともに、関係部局やイベント主催者が行うべき業務の役割分担について検討を行うこと。具体的には、イベントの開催に伴う感染の発生の際に、以下の対応等を迅速に行える体制を事前に整備すること。

- ・ イベントの参加者や関係者から感染が発生したと考えられる際には、当該イベントが開催された地域を管轄する保健所に対し、関係部局が必要に応

じて、接触者の探索、患者及び濃厚接触者への連絡、健康観察等、積極的疫学調査やクラスター分析の事務に協力すること。

- ・ イベント主催者など関係者は、参加者の連絡先を事前を取得することやイベント中の座席表の保管等を行うことにより、感染が発生した際には、参加者への連絡や、参加者の連絡先及びイベント中の参加者同士の接触の状況等の情報を保健所や関係部局へ提供する等の協力を行うこと。
- ・ 参加者の多くが当該保健所の管外から来場していた場合には、参加者のうち濃厚接触者への連絡業務等に関して、都道府県が必要に応じて、当該都道府県内の他の地域や他の都道府県との調整を行うこと。
- ・ 感染症担当部局及び保健所を中心として、関係部局と連携しながらクラスター発生要因の把握及び対策の検討を行うこと。

このほか、接触確認アプリ（COCOA）については、陽性者と接触した可能性について通知を受けることで、検査の受検につながるサポートを早く受けられることができ、不特定多数の者が集まるイベントの場を含め、感染拡大防止につながることを期待される。このため、引き続き、イベント主催者等に対して、当該イベントの参加者にアプリのダウンロード及び利用を勧奨するよう促すこと。

2 関係府省庁への適切な報告について

今後の感染防止対策等（クラスター対策、業種別ガイドライン、イベント開催制限等）の改善につなげる観点から、大規模イベントにおいてクラスターが確認された際には、都道府県は速やかに厚生労働省、内閣官房及び別紙1の関係府省庁に報告するとともに、別紙2のチェックリスト等を提出されたい。関係各府省庁においては、別紙2のチェックリスト等を活用しながら、必要に応じて内閣官房とも相談しつつ、各所管団体に対して業種別ガイドラインの更なる徹底の周知等、必要な助言を行うこと。また、必要に応じて内閣官房とも相談しつつ、各所管団体に対して業種別ガイドラインの改定を検討するよう促すこと。